

答弁書第六一号

内閣参質一九六第六一号

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する答弁書

一について

カンボジアの憲法は、同国が、多党制自由民主主義を採用すると規定しており、政府としてはその定着のために働き掛けを行ってきている。

二について

カンボジアに対する法制度整備に関する支援については、外務省が第三者に委託して政府開発援助の評価として行った「法制度整備支援の評価」や独立行政法人国際協力機構による個別の支援に係る評価を通じて、御指摘の点を含む評価を実施している。

三及び四について

お尋ねの「世界規模での市民社会の悪化、劣化の連鎖をカンボジアにおいて食い止める」の意味するところが明らかではなく、また、政府として御指摘の「JANICの谷山理事長」の発言の趣旨について答える立場にないため、お答えすることは困難である。

五について

平成二十九年十二月十三日に実施された平成二十九年度NGO・外務省定期協議会第二回ODA政策協議会において、カンボジアに対する我が国の選挙支援について、外務省とNGOとの間で意見交換を行っている。

六について

仮定を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。